

宮崎県文化振興条例（仮称）の骨子（案）概要

1 総則

パブリックコメント用
(R3. 11. 12～12. 13)

目的

文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって真にゆとりと潤いの実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

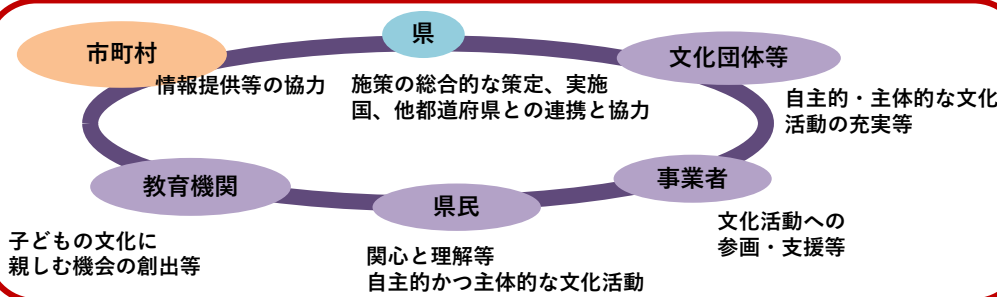
基本理念

～文化の振興等に当たって、考慮すべきこと等を規定～

- 県民一人ひとりが文化活動の主体であるという認識の下での自主性の尊重
- 文化活動を行う者の創造性の尊重、能力発揮
- 県民が等しく、文化を鑑賞し、参加し、創造することができるようにすること
- 文化に対する県民の関心と理解を深めること、文化の多様性の尊重
- 県民が郷土への誇りと愛着をもって本県の文化を将来に継承できるようにすること
- 本県文化の発信、文化を通じた交流の推進
- 子どもに対する文化に関する教育の重要性
- 文化と観光、まちづくりなどの各施策との有機的な連携
- 県民、文化団体等、教育機関、事業者、行政との連携・協力

責務・役割

～文化の振興等に当たって、県の責務、その他の主体は積極的役割を果たすこと等を規定～



その他

施策の総合的かつ
計画的な推進等



2 基本施策

～文化の振興等に当たって、県が必要な施策を構ずることについて規定～

文化の振興

○芸術等の振興

- ・ 芸術（文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊等）
- ・ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- ・ 芸能（歌唱、講談、落語等）



○伝統芸能等の継承及び発展

- ・ 我が国古来の伝統芸能（能楽、歌舞伎等）
- ・ 地域の人々による民俗芸能（神楽、風流、民謡等）
- ・ 祭り、年中行事、神話・伝承 等



○生活文化等の振興

- ・ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）
- ・ 国民娯楽（囲碁、将棋等）



○文化財の保存及び活用

- ・ 有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域の歴史的及び文化的な景観等



文化を実感できる環境づくり

- 文化に対する理解の醸成等
- 県民の鑑賞等の機会の充実
- 文化施設等の充実及び活用の促進
- 事業者による文化活動等の促進

文化を支え、育む人づくり

- 郷土に対する誇りと愛着の醸成
- 子どもの感性及び創造性等の育成
- 障がいのある人の文化活動の充実
- 高齢者の文化活動の充実
- 文化の担い手の育成及び確保
- 顕彰

文化を活用した地域づくり

- 文化の活用による地域の活性化
- 文化の活用による観光等の活性化
- 文化の活用による交流の推進